

「足近小学校 いじめ防止 基本方針」 羽島市立足近小学校

はじめに

ここに定める「足近小学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」という）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行。以下「法」という）の第13条と「羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」（令和4年4月1日施行。以下「条例」という）を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめ防止等に当たる。

- ・ いじめは、どの児童でも、どの学校でも起こりうる。
- ・ いじめは、人間として絶対に許されない。
- ・ いじめに大きい小さいはなく、どんないじめも、受けた精神的な心の傷は、その後の人生に悪影響を及ぼすことがある。
- ・ 仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気が生まれるようにすることが必要である。

（3）いじめが「解消している」状態

- ・ 「いじめに係る行為が止んでいる」「被害児童が心身の苦痛を感じていない」状態が少なくとも3か月継続していることとする。しかし、必要に応じて他の事案も勘案して判断する。
- ・ いじめが「解消している」状態を一つの段階と捉え、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

（4）学校及び教職員の責務（条例：第7条）

- ・ 児童生徒が創意工夫のある児童会活動、生徒会活動を通して、互いの立場や人権を認め、信頼し合える学校風土の醸成に努める。
- ・ いじめに関わった全ての児童生徒の生命及び心身の保護のために行動し、いじめが再発することがないように継続的に指導、支援するよう努める。
- ・ 原則3か月に一度、いじめの防止等を推進する週間を設け、一人ひとりがいじめや人権の問題に目を向け、真摯に向き合う学習や活動に取り組む。

(5) 保護者の責務（条例：第8条）

- ・保護する児童生徒に対し、愛情をもって接し、家族との絆を形成するとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心を身に付けさせるよう努める。
- ・いじめを正しく理解し、保護する児童生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを教えるよう努める。

(6) 児童生徒の役割（条例：第9条）

- ・自らを大切にするとともに、他者と尊重し合うことを通して、豊かな人間関係を築くよう努める。
- ・いじめの防止等に向けて、主体的に考え、積極的にその活動に取り組むよう努める。
- ・自分がいじめを受けたときは、一人で抱え込まず、友達、家族、学校や地域など自分と関わりのある大人、関係機関等に相談するよう努める。
- ・いじめの事実又はその疑いがあると思われる場合（いじめの相談を受けた場合も含む。）は、家族、学校や地域など自分と関わりのある大人、関係機関等に情報提供、相談するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある授業・学級・学校づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感が味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。
- ・児童会が中心となり、人権について考えたり、人権に関わった取組を行ったりすることを通して、人権尊重やいじめ防止への意識を高める指導を行う。

(2) 生命や人権を大切にする指導

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合い、異年齢集団での活動や幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「自己啓発力」「行動力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 情報モラル教育の充実

- ・インターネットを通じた誹謗中傷などのいじめを未然に防ぐため、教職員と保護者の間で指導について共通理解を図り、情報モラルに関わる教育を計画的に実施する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめを早期発見・早期対応するため、日常的な観察や声かけ、「あのねアンケート」（記名式）、並びに「ＱＵアンケート」の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析して対応に生かす。
- ・「あのねアンケート」は、担任→校長→教頭の流れで速やかに確認し、教育相談を個別に行い問題の解決に組織で対応する。担任は、対応の事実をアンケートに記入後、再度管理職に提出し報告及び情報の共有を図る。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に問題が起きていない時こそ、信頼関係が築けるように日常から児童理解を図るように努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、専門員等、関係職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。
- ・児童及び保護者に対して、「学校外の相談窓口」や「スクールカウンセラーや相談員の出勤日及び依頼方法」について周知徹底を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・いじめ防止等のための対策に関する資質向上を目的とした研修を実施する。特に、いじめが疑われる事案の発見や認知についての研修、および、それに伴う初動体制についての研修を実施する。

(4) 保護者との連携

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(5) 関係機関との連携

- ・児童が学校生活を送っていく上で、必要が生じた場合には、学校のみならず関係諸機関との連携を図りながら指導に当たる。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実確認を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。また、重大事態が発生した場合には、羽島市いじめ防止専門委員会へ支援、調査、調整を要請し、解決を図るようにする。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、教育相談主任
(該当児童の学年主任、学級担任 等) 中学校区の教諭、スクールカウンセラー
学校職員以外：羽島市教育支援センター（羽島市いじめ防止専門委員会の事務局担当者）

5 いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

いじめを隠匿せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見の取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	職員研修会の実施（「方針」、いじめの実態と対応等） 学校ホームページ等による「方針」の発信 「あのねアンケート（記名式）」の実施 教育相談週間・生徒指導交流 足近ほっこり宣言の引き継ぎ	「方針」の確認
5月	学校運営協議会で「方針」の説明 「QU アンケート」の実施 SOS の出し方指導 「あのねアンケート（記名式・家庭持ち帰り記入）」の実施 教育相談週間・生徒指導交流 「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	
6月	「あのねアンケート（記名式）」の実施、 教育相談週間・生徒指導交流 足近ほっこり宣言児童会活動週間	
7月	児童向け情報モラル指導 生徒指導交流（夏休み前） 学校評価アンケートの実施 夏季休業中の指導	第1回県いじめ調査
8月	職員研修会（「QU アンケート」の活用等） 「あのねアンケート（記名式）」の実施 教育相談研修会の実施、学校評価アンケート結果の公開	
9月	「あのねアンケート（記名式・家庭持ち帰り記入）」の実施 教育相談週間・生徒指導交流 個人懇談会の実施、生徒指導交流 足近ほっこり宣言児童会活動週間	
10月	児童向け情報モラル指導 生徒指導交流	
11月	「あのねアンケート（記名式）」の実施 教育相談週間・生徒指導交流	
12月	いじめ未然防止のための授業 ひびきあい集会、生徒指導交流 冬季休業中の指導	第2回県いじめ調査
1月	「あのねアンケート（記名式）」の実施 教育相談週間・生徒指導交流 職員研修の実施（第2回県いじめ調査の校内調査報告等）	
2月	「あのねアンケート（記名式）」の実施 教育相談週間・生徒指導交流 学校評価アンケートの実施 学校運営協議会で本年度の取組についての意見交流 「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	
3月	生徒指導交流、学校評価アンケート結果の公開 足近ほっこり宣言児童会活動週間 今年度の取組の反省と次年度の取組に向けた計画	第3回県いじめ調査

7 いじめ問題発生時及び重大事態への対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【速やかな組織対応】

「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【基本的な対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②生徒指導主事及び管理職への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数で組織的に、保護者の協力を得ながら背景等も聞き取る）
※いじめと認知した場合は、教育委員会へ「いじめ認知報告書」（第2号様式）を提出。
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じてカウンセラー等の要請）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導への協力依頼
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への経過報告、必要に応じて関係機関へ協力要請）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携協力）
※解決した場合は、教育委員会へ「いじめ対応報告書」（第3号様式）を提出。必要な場合は、「羽島市いじめ防止専門委員会」からの助言や支援を依頼する。

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」や「いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」については、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。また、「羽島市いじめ防止専門委員会」へ支援、調査、調整を要請する。
- ・調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し適切な援助を求める。

8 個人情報等の取扱い

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料は、最低でも当該児童が在籍する期間保存する。
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、卒業後5年間保存する。

平成26年6月 策定
平成29年2月 改訂
令和4年4月 改訂
令和6年4月 改訂
令和7年4月 改訂